施設利用・イベント関係の主な まん延防止等重点措置の内容

<施設利用関係>(第24条第9項) 措置区域:北九州市、福岡市、久留米市

| | | まん延防止等重点措置での措置 | |
|------|--|---|--|
| 結婚式場 | 結婚式場 | 飲食店と同様の要請 | |
| 第4号 | 劇場、観覧場、映画館、演芸場 など | 人数上限5000人かつ収容率大声あり50%/大声なし 100%の要請 21時までの営業時間短縮要請 ※1:上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2:オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3:イベント開催以外の場合は、 1000平米超:20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下:20時までの営業時間短縮働きかけ ※4:映画館については、 1000平米超:21時までの営業時間短縮要請 1000平米以下:21時までの営業時間短縮要請 | |
| 第5号 | 集会場、公会堂 など | | |
| 第6号 | | | |
| 第8号 | ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) | | |
| 第9号 | ボワリンク場、テーマバーク、遊園地、野球場、コルフ場、 陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練 翌場、スポーツクラブ、ホットコガ、コガスタジオ、など | 人数上限5000人かつ収容率収容率大声あり50%/大声なし100%の要請 1000平米超:20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下: 20時までの営業時間短縮働きかけ | |
| 第10号 | 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植 物園 など | ※1:上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2:オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3:イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請 | |

- ※入場整理等の働きかけ:入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等(酒類の店内持込含む。)及びカラオケ設備使用自粛等
- ※上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断する

<施設利用関係>(第24条第9項) 措置区域:北九州市、福岡市、久留米市

| 100PA 1 | APPENDICTION OF THE PART OF TH | | |
|---------|--|--|--|
| | | まん延防止等重点措置での措置 | |
| 第9号 | | 1000平米超:20時までの営業時間短縮要請 | |
| 第11号 | 光元川、場が早分元場 はこ | 20-36~20一次-3回次ではほうこがが | |
| 第12号 | スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業など | | |
| | 大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など | 1000平米超:20時までの営業時間短縮要請 (生活必需物資を除く。)、入場整理等の働きかけ 1000平米以下:20時までの営業時間短縮働き | |
| | | かけ(生活必需物資を除く。)、入場整理等の働きかけ | |
| | スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など | 感染防止対策の徹底等 | |
| 第1~3号 | 幼稚園、小学校、中学校、高校 | 学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、 | |
| | | 大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の 効果的な授業の実施等を要請 | |
| 第5号 | | 酒類提供自粛(酒類の店内持込含む。)の働き かけ | |
| 第10号 | 図書館 | 入場整理の働きかけ | |
| 第11号 | | 入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒 | |
| 第12号 | [ABNO TOP 하는 무슨 다음 48년/부드 토니 고도 # # 45 1) | 類の店内持込含む。)及びカラオケ設備の使用自 粛働きかけ | |
| 第13号 | 自動車教習所、学習塾 など | オンラインの活用等の働きかけ | |
| | | | |

- ※ 入場整理等の働きかけ:入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等(酒類の店内持込含む。)及びカラオケ設備使用自粛等
- ※ 上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断する